

# 一般事業主行動計画の公表について

(計画期間：2024年10月1日～2029年9月30日)

## 1 女性活躍推進法関係 情報公開

女性社員の雇用機会の均等並びに共同参画の環境を作り、企業の持続的成長を実現するため、次のような行動計画を行います。

【目標1】全社員の残業時間数を月平均20時間以内とする。

- 組織トップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信
- チーム内の業務状況の情報共有／上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底
- 女性社員に対するアンケート等による研修ニーズの把握

## 2 次世代育成支援対策推進法関係 情報公開

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによってすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を行います。

【目標1】育児介護休業法に基づく育児休職等の両立支援制度全般の周知

- 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を実施する。
- 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。

【目標2】子供を育てる労働者が利用できる育児介護休業法を上回る制度の実施

- 法律の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
- 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定外労働の制限